

# 第3章

## 外事情勢

### 1 中国

#### (1) 中国をめぐる情勢

##### ① <sup>しゅうきんぺい</sup>習近平指導部の動向等

令和6年(2024年)3月5日から11日にかけて、中国の人民大会堂において、第14期全国人民代表大会(全人代)第2回会議が開催された。同会議における政府活動報告で、<sup>りきよう</sup>李強首相は、不動産不況等に直面する中でも習近平国家主席の下で「質の高い経済成長の推進に力を注ぐ」と述べ、同年の実質経済成長率の目標を前年と同じ5%前後と定めた。このほか、国防費を前年比7.2%増やす予算案も採択され、中国経済の不振が色濃い状況下でも軍事力の強化を進める姿勢が鮮明となった。

同年6月15日、(中国が主張する)管轄海域に侵入した外国人を、中国海警局が最長60日拘束で

きる旨を定めた海警機構行政執行法手続規定が新たに施行された。施行直後の同月17日には、中国とフィリピンが領有権を争う南シナ海のアユンギン(中国名・仁爱)礁周辺で、中国海警局が、同規定に基づきフィリピン船への臨検を実施したと発表し、同事案ではフィリピン兵が負傷した。

同年7月1日、改正反スパイ法の施行から1年が経過し、同法の手続規定が施行された。同規定では、緊急時に当局が必要な手続を経て電子機器を調べることができるとされており、中国への入国時に外国人が検査を受けるおそれがあるとの不安がSNS上等で広がった。

同月18日、中国共産党の重要会議である第20期中央委員会第3回全体会議(3中全会)が開催され、米欧とは異なる発展モデル「中国式現代化」の推進に向けた改革任務を、建国80年の2029年までに完成させるとの目標を示した。同会議の声明では、今後の経済改革について、質の高い発展を推進することを打ち出す一方で、「国家安全は中国式現代化の重要な基礎」と明記され、習近平指導部が、国家安全を最重視する方針であることが示された。

このほか、同会議で習近平国家主席は、「反腐敗闘争を深く推進する」と強調し、<sup>りしやうふく</sup>李尚福前国防相ら人民解放軍の元幹部の党籍剥奪を決定した。令和6年(2024年)中、不正の疑いで調査や処分を受けた高級幹部の数は過去最多となった。



▲第14期全国人民代表大会 第2回会議  
(中国通信/時事通信フォト)

## ② 台湾情勢

台湾では、令和6年（2024年）1月13日、4年に一度の台湾総統選挙等が開催され、与党・民主進歩党の頼清徳<sup>らいせいとく</sup>副総統（当時）が初当選し、同年5月20日に総統に就任した。

台湾総統選挙に関して、台湾検察当局は、令和5年（2023年）12月23日、中国共産党当局からの指示により偽の世論調査結果を含む記事を報じたとして台湾の記者の身柄を拘束したほか、令和6年（2024年）1月5日には、中国から資金の提供を受けて選挙活動を行ったなどとして立法委員選候補者を検挙するなど、中国による介入をうかがわせる動向がみられた。

頼清徳総統は、同年5月20日の就任式典や、同年10月10日の「双十節」（台湾が建国記念日と位置付け）祝賀式典での演説で、兩岸関係の「現状維持」方針を強調しながらも、「台湾と中国は互いに隷属していない」、「中華人民共和国に台湾を代表する権利はない」などと訴えた。

一方、かねてより頼清徳総統を「独立分裂主義者」として批判する中国は、それぞれの機会に対抗措置として、台湾周辺を包囲する形での大規模な軍事演習を敢行したほか、同年5月には王毅<sup>おうぎ</sup>外相が、「台湾は中国の一部であり、これは歴史的かつ法理的な事実。台湾の情勢がどのように変化しようとも、この事実を変えることはできない」と主張し、同年9月には、習近平国家主席が、建国75周年行事での演説で「台湾は中国の神聖な領土であり、台湾独立の活動に断固として反対する」と述べ、改めて統一に向けた意欲を示すなど、中台間で激しい応酬がなされている。

米国と中国との間でも、同年4月のバイデン大統領（当時）と習近平国家主席との電話会談で、バイデン大統領が、「台湾海峡の平和と安定の重要性」を強調したのに対し、習近平国家主席は、「台湾問題は中米関係の越えてはならないレッドラインであり、台湾独立勢力の分裂活動と外部からの支持を我々は放任しない」とけん制するなど、台湾問題をめぐって対立した状態が継続している。他方、両首脳による意思疎通の継続に向けた、プリンケン国務長官（当時）や王毅外相ら両国政府高官による調整の動きもみられており、今後も台湾問題をめぐる両国間の動向が注目される。

## ③ 香港情勢

香港では、中国本国による香港への関与が強まっており、令和2年（2020年）6月30日に香港国家安全維持法が施行されて以降、民主活動への政治的な締め付けが進んでいる。

令和6年（2024年）3月には、香港国家安全維持法を補完する形で、国家機密の窃取やスパイ活動、反乱、扇動、海外勢力による干渉等を罪として規定し、終身刑を最高刑とする国家安全維持条例が成立・施行された。

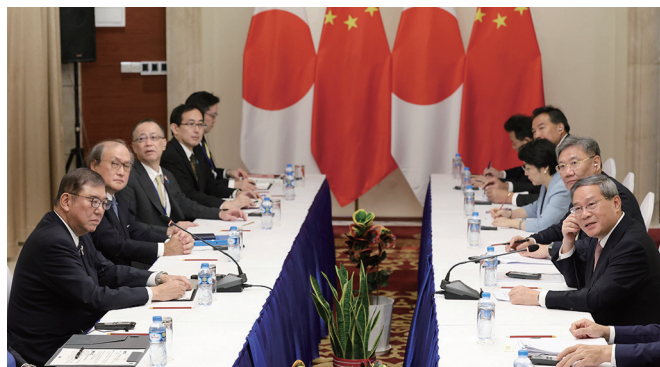
香港当局の発表によれば、香港国家安全維持法の施行から令和6年（2024年）6月21日にかけての、同法違反や国家安全維持条例違反での逮捕者は299人に上るとされている。

## (2) 我が国との関係をめぐる情勢

### ① 日中関係

#### ア 日中首脳会談をめぐる動向

令和6年(2024年)5月26日、日中韓サミットに出席するため、韓国・ソウルを訪問中の岸田首相(当時)と李強首相により日中首脳会談が行われた。同会談において、岸田首相は、「大局的な観点の下、今後の両国政府の取組に指針を与えるため、意見交換を深めたい」と呼び掛け、李首相は、「国際政治、経済情勢は複雑な変化が起きつつあり、中日関係にも影響をもたらしている。日本が中国と共に更に歩み寄り、行き違いを適切に管理することを希望する」と語り、両首脳は、日中間の懸案及び協力案件について議論を行った。



▲日中首脳会談(10/10)の様子  
(時事)

また、同年10月10日、ラオス・ビエンチャンにおいて、石破首相と李首相による日中首脳会談が行われた。同会談において石破首相は、「両国は戦略的互惠関係を包括的に推進し、安定的な関係を構築するという大きな方向性を共有している」と述べた上で、両国間の懸念を議題とした。一方、李首相は、「建設的で安定した関係の構築に努めることが望まれる」としつつ、「(両国の)発展は互いにとって重要な機会で、挑戦ではない」と指摘した。

#### イ 日本産水産物の輸入再開をめぐる動向

令和5年(2023年)8月23日、日本政府が東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水を同月24日から海洋放出することを決めたことに対し、中国の汪文斌<sup>おうぶんひん</sup>外務省報道官は、「中国政府は食品の安全や市民の健康を守るために必要な措置を講じる」などと述べ、日本産の水産物の輸入を全面的に停止する措置を執ることを明らかにした。

令和6年(2024年)5月26日、韓国・ソウルにおける日中首脳会談では、岸田首相(当時)は、李強首相に対して、日本産水産物の輸入規制の即時撤廃を改めて求めた。また、同年7月26日、ラオス・ビエンチャンにおける日中外相会談で、上川外相(当時)は、王毅外相に対して日本産水産物に対する輸入規制の即時撤廃を求め、王毅外相は、関係国参加の長期的な国際モニタリング体制の構築を主張した。

このような状況を経て、同年9月20日、日中双方は、「IAEAの枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリング」を通じて「基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる」との文を盛り込んだ合意文書を発表し、中国による日本産水産物の全面禁輸措置を段階的に解除していく方針を確認した。

#### ウ 深圳における日本人男児刺殺事件等をめぐる動向

令和6年(2024年)6月24日、中国江蘇省蘇州市において、日本人学校の送迎バスが刃物を持った男に襲われる事件が発生した。また、同年9月18日には、中国広東省深圳市において、日本人男児が刃物を持った男に襲われ死亡する事件が発生し、同日、岡野外務事務次官(当時)は、呉江浩<sup>ごこうこう</sup>駐日中国大使を外務省へ召致し、再発防止の観点から適切な対応や日本人の安全確保を強く求めた。

同月23日には、上川外相(当時)が米国・ニューヨークで王毅外相と会談し、事件の動機を含む真相解明や、中国に住む日本人の安全確保の具体的措置を要求した。一方、王毅外相は、「日本側は事件を冷静かつ理性的に扱うべきであり、政治問題化させることを避けるべき」と述べた。

## エ 我が国周辺海空域における中国の動向

### (ア) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島について所有権を取得して以降、中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が発生しており、令和6年中においては、355日、延べ1,352隻が、我が国の接続水域に入域した。

これらの船舶による尖閣諸島周辺海域における連続航行日数は、令和5年12月から令和6年7月にかけて、過去最長となる215日を記録した。

また、令和2年5月以降、これらの船舶が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が複数回発生し、令和5年4月には、これらの船舶が日本漁船に断続的に接近しながら80時間以上にわたり領海侵入を続け、連続領海侵入時間は過去最長を記録した。

中国政府は、尖閣諸島について「中国固有の領土だ」として領有権を主張し続けており、このように尖閣諸島海域にこれらの船舶を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、今後も引き続き既成事実化を図っていくものとみられる。

### (イ) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活発な活動を見せている。

防衛省の発表によれば、自衛隊機による緊急発進回数は、令和4年度が778回、令和5年度が669回と減少傾向にあるが、緊急発進回数のうち、中国機に対するものは、令和4年度が575回（約74%）、令和5年度が479回（約72%）と高い水準で推移している。

また、同じく防衛省の発表によれば、令和6年8月に、長崎県沖で中国機による初の我が国への領空侵犯が発生したほか、令和5年度においては、中国機による相次ぐ沖縄本島と宮古島の間の通過や、東シナ海、太平洋及び日本海における中国爆撃機及びロシア爆撃機による長距離の共同飛行（6月・12月）、中国無人機による与那国島と台湾の間の通過や日本海での飛行等、中国機による活動の拡大・活発化がみられた。



▲中国海警局の船舶（時事）

## ② 中国による対日諸工作等

### ア 海外における情報収集活動等

近年、諸外国で中国情報機関による情報収集活動等の各種工作活動に対する警戒感が急速に高まっている。

例えば、ドイツでは、令和6年（2024年）4月、連邦検察庁が、欧州議会議員のスタッフとして働くドイツ人について、欧州議会での交渉や決定に関する情報を複数回にわたって中国の情報機関に対して提供した容疑により逮捕したほか、同年9月には、同人に対して防衛装備品の輸送や同国の防衛企業関係者に関する情報を提供した容疑により、物流会社勤務の中国人を逮捕した。

また、英国では、同年5月、香港情報機関の活動に協力した3人を国家安全保障法違反により起訴した。報道によると、在英国香港経済貿易代表部の幹部を含むこの3人は、英国居住の香港人の監視や情報収集を行っていたとされている。

さらに、技術情報等の窃取に関して、ドイツでは同年4月、連邦検察庁が、軍事転用可能な技術情報を中国に提供するために活動し、軍民両用技術である特殊レーザーを無許可で中国に輸出したとして、ドイツ人3人を逮捕した。うち1人は、中国国家安全部の関係者から指示を受けて活動し、他の2人は、軍艦等船舶用高性能エンジン部品の研究のためにドイツの大学と技術移転に関する協定を締結し、中国当局から資金提供を受けていた疑いが持たれている。

このほか、米国では同年2月、司法省が、核ミサイルの発射を検知するセンサー等に関する機密情報を勤務先の防衛関連企業から窃取したとして中国系米国人を逮捕し、また、同年3月、人工知能に関する技術情報を同国の大手IT企業から窃取したとして、元従業員の中国人を逮捕したことをそれぞれ発表している。

### イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国のみならず、我が国においても、目的を偽った上での機微情報の収集、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等への研究者、技術者、留学生等の派遣、技術移転の働き掛け等、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。

警視庁が令和6年2月に検挙した中国人2人による詐欺事件では、関係先として日本<sup>に</sup>福州<sup>ほんふくしゅう</sup>十<sup>じゅう</sup>邑<sup>い</sup>社<sup>しゃ</sup>団<sup>だん</sup>聯合<sup>れんごう</sup>總會の事務所を搜索した結果、同団体が「日本東京海外110サービスステーション」と称して、少なくとも数十人の中国の運転免許証の更新手続を支援していたことが判明した。同事務所は、スペインのNGO団体から中国の地方警察の海外拠点と指摘されている。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、平素から中国による我が国における諸工作の動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

## 2 ロシア

### (1) ロシアをめぐる情勢

#### ① ウクライナをめぐる情勢等

令和4年(2022年)2月、ロシアは、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認した後、この地域の保護を口実としたウクライナへの侵略を開始した。ロシア軍は、当初、ウクライナの首都キーウ等も含め、広範囲に侵攻したが、ウクライナ軍の激しい抵抗を受け、同年3月、ロシア国防省は、ウクライナ侵略の重心を同国東部の親露派勢力支配地域の拡大に移す方針を表明した。

同年7月、ロシアのラブロフ外相は、親露派勢力支配地域(ドネツク州及びルハンスク州)にとどまらず、南部ヘルソン州及びザポリッジャ州も制圧すると明言した。

同年9月、親露派勢力が、ウクライナ東・南部4州(ドネツク州、ルハンスク州、ヘルソン州及びザポリッジャ州)において、ロシアへの編入に関する「住民投票」を実施した結果、プーチン大統領は、新たにヘルソン州及びザポリッジャ州をロシアに「編入」



▲ミサイル攻撃を受けた、キーウの小児病院(時事)

すると宣言した。これに対し、ウクライナのゼレンスキー大統領は、北大西洋条約機構(NATO)への加盟を正式に申請すると表明し、ロシアによる「編入」を「決して認めない」と主張した。

令和5年(2023年)3月、オランダのハーグにある国際刑事裁判所(ICC)は、ロシアが占領地の子供を違法に自国に連れ去った行為は戦争犯罪に当たる疑いがあるとして、プーチン大統領ら2人に逮捕状を発付した。ロシアはICC非加盟であり、プーチン大統領が身柄を拘束される可能性は低いが、日本を含むICC加盟の123か国・地域には身柄を拘束する義務が生じ、プーチン大統領の外国訪問が制限されることになった。

令和6年(2024年)1月、米国政府は、北朝鮮がロシアに対して数十発の弾道ミサイルと発射装置を供与し、その一部がウクライナへの攻撃に使用されたと発表した。プーチン大統領は、令和5年(2023年)9月に行われた<sup>キムジョンウン</sup>金正恩朝鮮労働党総書記兼国务委員長(以下「金正恩党総書記」という。)との首脳会談において、軍事協力について協議したとみられていた。

令和6年(2024年)2月、ゼレンスキー大統領は、ウクライナ軍のワレリー・ザルジニー総司令官を解任した。同氏は、侵略開始後、首都キーウの防衛や南部地域の奪還で成功を収め、国民や軍内部から高い支持を得ていたが、令和5年(2023年)6月に開始した反攻作戦の失敗に伴う責任問題等により、ゼレンスキー大統領との確執が報じられていた。

令和6年(2024年)8月、ウクライナ軍は、ロシア西部クルスク州への越境攻撃に着手し、同月下旬までに、州内の集落100か所と面積約1,300平方キロメートルを掌握したと発表した。ウクライナ政府は、越境攻撃の戦果を、将来の停戦交渉における交渉材料とする狙いがあるものとみられている。同月、ロシア外務省は、「クルスク地域でのテロ行為により、ウクライナは最低でも和平協議を長期休止させる結果になった」と表明した。

## ② 外政関係

令和6年（2024年）5月、プーチン大統領は、北京を訪問し、中国の習近平国家主席と首脳会談を行った。両首脳は、「新時代の全面的な戦略的協力パートナー関係の深化」に関する共同声明に署名し、貿易振興や人工知能の共同開発等幅広い分野での協力強化で一致するとともに、米欧主導の国際秩序に対抗する姿勢を改めて強調した。

同年6月、プーチン大統領は、約24年ぶりに北朝鮮を訪問し、金正恩党総書記と首脳会談を行った。相互軍事援助を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」に署名した両首脳は、両国の協力関係の格上げと、米欧に対抗する姿勢を明確にした。

同年8月、ロシアと米国を含む7か国は、トルコの仲介により、各国の刑務所等に収監されるなどしていた26人の身柄交換を行った。欧米側から引き渡されたロシア人の中には、連邦保安庁（F S B）の情報機関員等が含まれていた。



▲北京を訪問したプーチン大統領（E P A＝時事）

## ③ 国内情勢

ロシアがウクライナ侵略を開始した令和4年（2022年）3月のロシアの独立系世論調査機関による調査では、ロシアにおける大統領支持率は、侵略開始前の令和3年（2021年）12月には約65%であったが、ウクライナ侵略以降、80%台にまで上昇した。ウクライナでの軍事行動に関しては、71%が「支持する」と回答しており、引き続き高い水準を維持している。一方で、令和4年（2022年）9月以降、同世論調査では、「軍事活動を継続すべき」と回答する人よりも、「停戦交渉を開始すべき」と回答する人の方が多くなっており、同年9月に行われた予備役約2,500万人中約30万人の部分的動員令の発表が影響したとみられる。



▲5選を決めたプーチン大統領（A F P＝時事）

令和6年（2024年）2月、ロシア当局は、ロシアの反体制派指導者であるアレクセイ・ナワリヌイ氏が、収監先である北極圏の刑務所で死亡したと発表した。

同年3月、ウクライナ侵略開始以来初のロシア大統領選挙が行われ、プーチン大統領は、約87%の得票率で勝利した。プーチン大統領は「選挙結果は、国民の信頼と期待の表れだ」と国民から信任を得たことを強調した。一方で、同選挙では、政権に批判的な候補の締め出しや投票への強制動員といった問題点が指摘されており、ゼレンスキー大統領は、「選挙のまね事に、正当性があるはずがない」と批判した。

同月、武装集団が、モスクワ郊外のコンサートホールを銃撃し、観客140人以上が死亡した。同事件の発生後、プーチン政権は、不法移民の大規模な取締りを行うなど、テロ対策や治安対策を強化した。しかし、同年6月にも、ロシア南部のダゲスタン共和国の首都マハチカラと南部デルベントで、武装勢力がロシア正教の教会やシナゴグ（ユダヤ教礼拝所）等を襲撃し、警察官やロシア正教会の司祭等20人以上が死亡するテロ事件が発生している。

## (2) 我が国との関係をめぐる情勢

### ① 日露関係

我が国では、ロシアがウクライナ侵略を開始した令和4年（2022年）2月以降、G7をはじめとする国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置を強化している。

同年3月、ロシア外務省は、こうした我が国の措置を批判し、我が国との北方領土問題を含む平和条約交渉について、「現状では継続する意思はない」とする声明を発表した。また、同年9月、ロシア外務省は、北方領土の元島民等による「ビザなし交流」及び元島民等が故郷の集落等を訪問する「自由訪問」に関する合意を一方向的に破棄したと発表した<sup>注</sup>。

令和6年（2024年）2月、ロシア法務省は、北方領土の返還要求を続ける「北方領土復帰期成同盟」をいわゆる望ましくない外国NGO団体に指定し、ロシアでの活動を事実上禁止した。ロシアは、令和5年（2023年）4月にも、北方領土の元島民等で構成される「千島歯舞諸島居住者連盟」をいわゆる望ましくない外国NGO団体に指定している。

令和6年（2024年）6月、プーチン大統領は、サンクトペテルブルクでの通信社との会見において、北方領土について、「ロシアが主権を持つ領土であり、訪問しない理由はない」として、将来の訪問を示唆した。

同年7月、ロシア外務省は、我が国による対露制裁への報復措置として、トヨタ自動車の豊田章男会長等日本人13人のロシアへの入国を無期限で禁止すると発表した。ロシアは、ウクライナ侵略開始直後の令和4年（2022年）5月にも、岸田首相（当時）等日本人63人の入国を禁止すると発表していた。

令和6年（2024年）9月、ロシア軍の哨戒機「IL38」1機が、北海道礼文島付近の空域でおよそ3時間の間に三度、日本の領空を侵犯した。航空自衛隊の戦闘機が緊急発進し、強い光や熱を発する装置フレアによる警告を実施した。日本政府は、外交ルートを通じてロシア政府に抗議したが、ロシア外務省は、「ロシア側は主張の根拠を確認する情報を持ち合わせていない」と述べ、領空侵犯の事実を否定した。

### ② ロシアによる対日諸工作等

ソ連崩壊後も、ロシアは、国家保安委員会（KGB）の流れをくむ対外情報庁（SVR）やFSB、軍の情報機関である軍参謀本部情報総局（GRU）を存続させ、諜報活動を展開している。警察の捜査の中で、ロシア情報機関員が、外交官、通商代表部職員等の身分で入国し、政府職員を含む日本人をエージェントとして運営するなどして軍事や科学技術に関する諜報活動等の対日有害活動を行っていることが判明している。警察では、戦後、令和6年12月までに30件の諜報事件を検挙している。

例えば、平成17年10月、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、日本人従業員からその勤務する会社の先端技術に関する機密情報等を不正に入手した事件を検挙した（警視庁）。同部員は、東京近郊で開催された電気機器の展示会で、国籍や身分を偽って同従業員に接触し、度々会食をする仲になった。その後、同従業員は、会食を重ねる中で、同部員の求めに応じ、会社の機密情報等を入れたコンパクトフラッシュカードや機密資料を数回にわたって交付し、その対価として合計約100万円を受領した。同部員は、同従業員に電話番号やメールアドレスは伝えていなかったものとみられ、接触の都度、地図のコピーに次の接触日時を記載して手渡していた。

令和2年1月、大手通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件を検挙した（警視庁）。最初に元従業員と接触したのは、代表代理の「前任」とされる通商代表部の職員であった。同

注…ロシア外務省は、日本と北方四島の交流事業のうち、元島民等が島に残された先祖の墓を訪れる「北方墓参」については、「実施に影響しない」としている。

職員は、都内の歓楽街の路上で、元従業員に対し、「この辺りでおいしい店を知りませんか」と日本語で声を掛け、飲食店に誘引した。事前に同従業員に目を付けた上で、偶然を装って接近したものとみられる。その後、二人は度々会食する仲となり、しばらくしてその関係は代表代理に引き継がれた。代表代理は、当初、元従業員に対し、公開情報の提供を求めるにとどまっていたが、次第に元従業員が勤める会社の機密情報を要求するようになった。元従業員が断ろうとすると、代表代理は「あなたの住んでいるマンションを知っている」などと脅すような言葉を掛けてくることもあったという。

このように、ロシアが従前どおりの諜報活動を継続している実態が明らかとなっているところ、プーチン大統領は、令和4年（2022年）6月、SVR本部においてスピーチを行い、ウクライナ侵略に伴う欧米等の対露制裁強化を踏まえ、SVRに対し「産業・技術分野の発展と防衛力の強化を支援することが優先すべき任務だ」と述べて、外国での情報収集活動を活発化するよう指示している。

警察では、我が国の国益が損なわれることがないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行っている。

| ソ連崩壊後（平成3年（1991年）12月以降）のロシアによる諜報事件の検挙一覧 |                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                       | 【在日ロシア通商代表部代理等による商法違反事件（平成4年5月）】<br>在日ロシア通商代表部代表代理が、日本人エージェント（電子機器商社役員）に報酬を渡し、最先端科学技術資料等の違法入手を企てた事件                                           |
| 2                                       | 【イリーガル機関員による旅券法違反事件（平成9年7月）】<br>ロシア連邦対外情報庁（SVR）に所属するイリーガル機関員（国籍を偽るなど身分を偽装して入国しスパイ活動を行う者）が、昭和40年頃から約30年にわたり我が国内外においてスパイ活動を行っていた事件              |
| 3                                       | 【在日ロシア通商代表部員等による業務上横領事件（平成9年11月）】<br>日本人翻訳家が、SVR機関員とみられる在日ロシア通商代表部員からスパイ工作を受け、約7年にわたりハイテク技術関係のスパイ活動を行っていた事件                                   |
| 4                                       | 【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成12年9月）】<br>ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）の機関員とみられる在日ロシア大使館付海軍武官が、海上自衛官から自衛隊内の秘密文書を入手していた事件                                    |
| 5                                       | 【在日ロシア通商代表部員等による秘密保護法違反事件（平成14年3月）】<br>GRU機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、防衛関連会社社長に対し、米国から供与された我が国の「防衛秘密」であるレーダー誘導ミサイル等に関する情報入手を唆していた事件                  |
| 6                                       | 【在日ロシア通商代表部員等による背任事件（平成17年10月）】<br>ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、日本人会社員から、その勤務する会社の先端技術に関する機密情報等を不正に入手した事件                                       |
| 7                                       | 【在日ロシア通商代表部員等による窃盗事件（平成18年8月）】<br>ロシア情報機関員とみられるロシア通商代表部員と日本人の元会社員が共謀して、元会社員が勤務していた会社が所有し、管理する可変光減衰器（VOA）素子を窃取した事件                             |
| 8                                       | 【在日ロシア大使館二等書記官等による国家公務員法違反等事件（平成20年1月）】<br>元内閣事務官が、ロシアの情報機関員とみられる元在日ロシア連邦大使館二等書記官から唆され、内閣情報調査室の秘密を同人に漏らし、現金10万円の賄賂を受け取っていた事件                  |
| 9                                       | 【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成27年12月）】<br>元陸上自衛隊幹部が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア連邦大使館付武官から唆され、陸上自衛隊の部内資料を同人に交付した事件                                        |
| 10                                      | 【在日ロシア通商代表部代表代理等による不正競争防止法違反事件（令和2年1月）】<br>通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件                      |
| 11                                      | 【在日ロシア通商代表部員等による電子計算機使用詐欺事件（令和3年6月）】<br>元技術文献調査会社経営者の男が、ロシアの情報機関員と見られる在日ロシア通商代表部員（当時）と共謀の上、自ら使用する目的の範囲内でのみ利用が認められるデータベースサービスを不正に利用して文献を入手した事件 |

### ③ 対ロシア等制裁措置に係る違法行為の取締り

我が国では、ロシアによるウクライナ侵略に対する制裁措置の一環として、外国為替及び外国貿易法に基づき、ロシア等を仕向地とする軍事転用可能な品目等の輸出禁止措置を累次にわたって講じている。

令和6年7月には、経済産業大臣の承認を受けることなく、制裁措置によりロシア向けの輸出が禁じられている水上バイク等を、大韓民国を経由してロシアに輸出したとして、貿易会社経営者の男を逮捕した（大阪）。

### 3 朝鮮半島

#### (1) 北朝鮮をめぐる情勢

##### ① 軍事関係

北朝鮮は、令和3年（2021年）に発表した「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」に基づく軍備増強を進めているところ、金正恩党総書記は、令和5年（2023年）12月に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議拡大会議において、ミサイルの開発・生産に係る重点目標と戦術的課題を提示するとともに、武装装備の開発・生産の拡充、2024年度の核兵器生産計画の遂行、2024年中の偵察衛星3基の追加打ち上げ等を指示した。

また、北朝鮮は令和6年（2024年）中、多種多様な弾道ミサイル等の発射を繰り返した。同年4月には、金正恩党総書記が、新型中長距離極超音速ミサイル「火星砲16ナ」型の初の試験発射を現地で指導し、「様々な射程の全ての戦術・作戦・戦略級ミサイルの固体燃料化、弾道制御化、核兵器化を完全無欠に実現した」と述べた。

同年5月には、弾道ミサイル技術を使用した「偵察衛星」の打ち上げを実施したものの失敗し、北朝鮮メディアは、「第一段階の飛行中に空中爆発した」、「新たに開発した液体窒素・石油エンジンの動作信頼性に事故の原因がある」とする北朝鮮国家航空宇宙技術総局の発表を報じた。

同年9月には、金正恩党総書記が、北朝鮮の創建76周年に当たって朝鮮労働党本部庁舎で演説し、北朝鮮を「責任ある核保有国」とした上で、「核力量を不断に強化していくであろうし、核武力を含む国家の全ての武装力が完全な戦闘準備態勢にあるようにするための対策と努力を倍加していく」として核開発をはじめとする軍備増強を一層推進していく方針を示した。

##### ② 外政関係

##### ア 対米国関係

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）1月、最高人民会議第14期第10回会議において、米国が北朝鮮の「安全を甚だしく害している」とし、「軍事力強化の正当な名分と圧倒的な核戦争抑止力を向上させていくべき当為性を提供している」と述べ、対決姿勢を強めている。

同年11月、米国大統領選挙後に開幕した武力装備展示会「国防発展2024」において、金正恩党総書記は、「我々は既に米国とともに協議の走路に進むことができるところまで進んだが、結果として確信したのは、超大国の共存の意志ではなく、侵略的かつ敵対的な対朝鮮政策であった」と主張し、直ちに米朝対話に向けて歩み寄る可能性を否定した上で、「敵を圧倒することのできる最強の国防力だけが唯一の平和維持」の手段であるとして、軍事力強化の意向を改めて強調した。



▲朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議拡大会議で  
演説する金正恩党総書記（朝鮮通信＝時事）



▲「新型極超音速ミサイル」を視察する  
金正恩党総書記（朝鮮通信＝時事）

## イ 対韓国関係

金正恩党総書記は、令和5年（2023年）12月に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議拡大会議において、韓国との関係について「敵対的な二つの国家の関係、戦争中にある二つの交戦国の関係として完全に固着された」と述べた。さらに北朝鮮は、令和6年（2024年）1月の最高人民会議第14期第10回会議において、南北交流を担う祖国平和統一委員会等の対南機関を廃止することを決定したほか、金正恩党総書記が施政演説の中で、韓国を「第一の敵対国、不変の主敵」とみなす教育・教養事業を強化することを憲法に明記し、「自主、平和統一、民族大団結」という表現は削除されるべき」と述べ、対南政策の方針転換を打ち出した。

また、北朝鮮は、同年5月以降、韓国側から北朝鮮の体制を批判するビラ等が散布されたことに反発し、ごみ等をぶら下げた風船を韓国に向けて複数回散布した。同年10月には、韓国の無人機が平壤上空に侵入したとして北朝鮮外務省が「重大声明」を発表し、再び領空侵犯が行われた場合は「直ちに行動に移行する」と主張したほか、韓国につながる道路・線路の一部を爆破して封鎖するなど、軍事的な緊張を高めている。

## ウ 対ロシア関係

北朝鮮は、ロシアによるウクライナ侵略の開始以後も一貫してロシアを支持しており、これに対してロシアも令和6年（2024年）3月、国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルの任期延長に関する決議案に拒否権を行使するなど、両者は極めて密接な協力関係を構築している。

同年6月には、金正恩党総書記が北朝鮮を訪問したロシアのプーチン大統領と首脳会談を行い、有事の際の相互援助条項を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」を締結するとともに、「両国関係は同盟関係という新たな高い段階へと上り詰めた」と述べている。

また、北朝鮮は、同年10月、ロシアに数千人の兵士を派遣したとみられ、核・弾道ミサイル関連技術等の移転を含め、両者の軍事協力の更なる進展が危惧されている。

## エ 対中国関係

北朝鮮と中国は、国交樹立75周年に当たる令和6年（2024年）を「中朝親善の年」と定め、元日に両首脳が交わした祝電において中朝関係を更に発展させていくことを確認した。同年4月に平壤で中国高官が出席する「中朝親善の年」の開幕式を開催して以降は、目立った高官交流や関連行事は行われていないものの、中朝間の貿易は北朝鮮が新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて人的往来や物流を



▲北朝鮮が散布したとみられるごみ等をぶら下げた風船  
(韓国国防省/AP/アフロ)



▲露朝首脳会談  
(代表撮影/ロイター/アフロ)

厳しく制限した令和2年（2020年）以前の水準に戻りつつあるとみられるなど、中朝は引き続き密接な関係にあるとみられる。

### ③ 内政・経済関係

#### ア 地方経済発展に向けた取組

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）1月、最高人民会議第14期第10回会議の施政演説において、現代的な地方産業工場の建設を毎年20の郡で実行し、10年以内に全ての市・郡で人民の基本的な生活水準を一段階引き上げるとする「地方発展20×10政策」を強力に推し進めると表明した。

また、金正恩党総書記は、同月に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第19回政治局拡大会議において、「特に地方の人民の福利を増進し、権益を保護し、地方と農村の生活環境を改善することに優先的に力を入れる」として、党の地方工業発展政策を強力に推進することに関する決定書を採用した。

これらの政策方針の下、同年8月には、金正恩党総書記が各地方の工場建設現場で現地指導を行い、工事が速やかに進捗していることに対する満足の意を示した。



▲地方の工場建設現場を視察する  
金正恩党総書記（朝鮮通信＝時事）



▲洪水被害地域を視察する  
金正恩党総書記（朝鮮通信＝時事）

#### イ 洪水被害への対応

北朝鮮では、令和6年（2024年）7月、局地的な大雨によって中朝国境地帯の鴨緑江流域を中心に大規模な洪水被害が発生した。

北朝鮮メディアは、金正恩党総書記が発災直後から数次にわたって被災地域を訪れ、住民の救助や被害復旧を直接指揮する様子を伝えるとともに、約1万3,000人の被災者を平壤に受け入れたことを報じた。

### ④ 対日諸工作

#### ア 朝鮮総聯の動向

朝鮮総聯は、令和6年（2024年）9月、北朝鮮の創建記念日に当たり、高徳羽<sup>コトクウ</sup>東京都本部委員長を団長とする祝賀代表団を北朝鮮に派遣した。同代表団は、平壤で崔竜海<sup>チェリョンヘ</sup>最高人民会議常任委員長と面会したほか、金日成広場で行われた祝賀行事に参加し、高徳羽東京都本部委員長が朝鮮労働党幹部、政府高官等と並んで慶祝公演を観覧した。

在日韓国・朝鮮人による訪朝の受入れは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて長らく停止されていたが、同年8月から朝鮮大学校の学生らによる祖国訪問団が数次にわたり北朝鮮を訪問するなど、段階的に再開されている。



▲崔竜海最高人民会議常任委員長と面会する祝賀代表団（時事）

同年11月10日には、総聯分会代表者大会を開催し、許宗萬<sup>ホジョンマン</sup>議長が「今大会が敬愛する金正恩元帥が示

してくれたとおり、総聯富興の新時代の分会事業に発展させていく重大な契機となることを願う」などと挨拶したほか、参加者らが金正恩党総書記宛てに「分会活動において必ず革新的成果を収めることで、金正恩総書記の大いなる愛と信頼に愛国衷情で報いる」とする書簡を送った。

これらの状況から、朝鮮総聯と北朝鮮が極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

また、朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されていることなどを捉えて、毎週金曜日、文部科学省庁舎前において、朝鮮学校関係者や支援者と共に「金曜行動」と称する抗議活動を実施している。今後も、朝鮮総聯は、在日朝鮮人や朝鮮学校等の権利擁護や北朝鮮及び朝鮮総聯の活動に対する理解と支援等を得るための働き掛けを行っていくものとみられる。

## イ 北朝鮮 I T 労働者問題

国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル<sup>注</sup>は、これまでの国際連合安全保障理事会決議に基づく北朝鮮措置に関する報告書において、北朝鮮は、I T 労働者を外国に派遣し、彼らは身分を偽って仕事を受注することで収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていると指摘した。我が国においても、北朝鮮 I T 労働者がインターネット上で身分を隠すなどしてソフトウェアやアプリケーションの開発業務等を受注するなどして外貨を獲得している動向が確認されている。こうした状況を受け、令和6年3月、警察庁、外務省、財務省及び経済産業省は、北朝鮮 I T 労働者に関する注意喚起を目的として、「北朝鮮 I T 労働者に関する企業等に対する注意喚起」を発表した。

同年3月、北朝鮮 I T 労働者との関係性が認められる日本人男性と韓国籍の男性を詐欺罪で通常逮捕し、同月27日に同人らを電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で再逮捕した（神奈川・広島）。さらに、同年9月、北朝鮮 I T 労働者とみられる人物と共謀して不正に F X 口座を開設したとして、日本人男性2人を私電磁的記録不正作出罪で検挙した（静岡）。

## ウ その他北朝鮮による工作活動

北朝鮮の情報機関が関与する諸工作も、我が国で依然として行われており、令和2年10月に警視庁が逮捕した事件では、日本で会社を経営している韓国籍の被疑者の男が、北朝鮮工作員の指示により、貿易拠点を日本国内に設置して、エネルギー資源に関する取引を行うなどの資金獲得活動を行っていたことが明らかとなっている。

## ⑤ 日朝関係

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）1月、岸田首相（当時）宛てに我が国で発生した能登半島地震の被害を見舞う電報を送付した。また、金与正朝鮮労働党副部長（以下「金与正党副部長」という。）<sup>キムヨジョン</sup>は、同年2月に発表した談話の中で、「飽くまで私の個人的な見解」としつつ、日本側が拉致や核・ミサイル開発の問題を持ち出さないのであれば「首相が平壤を訪問する日が来ることもあり得る」として対話の可能性を示唆した。

しかしその後、同年3月に金与正党副部長や崔善姫外相<sup>チュソンヒ</sup>、李竜男駐中国北朝鮮大使<sup>リリョンナム</sup>が相次いで日本との接触や交渉を拒否する談話を発表するなど、北朝鮮は強硬姿勢に転じた。

## ⑥ 対北朝鮮措置に係る違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国連安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、対北朝鮮措置を講じている。

注…令和6年（2024年）3月、マンデート更新に関する安保理決議案にロシアが拒否権を行使したため、専門家パネルは同年4月で活動を終了した。

日本政府は、令和5年4月7日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（令和7年4月13日まで）を決定した。

令和6年9月には、山口県警察等9府県合同捜査本部が、経済産業大臣の承認を受けることなく北朝鮮産しじみを不正に輸入したとして、元貿易商社経営者等3人を外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸入）で検挙した。また、同月、経済産業大臣の承認を受けることなく、中国を経由して北朝鮮に衣料品等を輸出したとして、元水産加工会社経営者の男を外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）で検挙した（大阪）。

## (2) 北朝鮮による拉致容疑事案等

### ① 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案 12 件（被害者 17 人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案 1 件（被害者 2 人）の合計 13 件（被害者 19 人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等 10 人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案<sup>注</sup>について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察の巡回・招致をして、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的に DNA 型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

日本人が被害者である拉致容疑事案（12 件 17 人）

|    | 発生時期     | 発生場所               | 被害者（年齢は当時）                       | 事案（事件）名            |
|----|----------|--------------------|----------------------------------|--------------------|
| 1  | 昭和52年9月  | 石川県鳳至郡<br>(現 鳳珠郡)  | 久米裕さん（52）                        | うしつ<br>宇出津事件       |
| 2  | 昭和52年10月 | 鳥取県米子市             | 松本京子さん（29）                       | 女性拉致容疑事案           |
| 3  | 昭和52年11月 | 新潟県新潟市             | 横田めぐみさん（13）                      | 少女拉致容疑事案           |
| 4  | 昭和53年6月頃 | 兵庫県神戸市             | 田中実さん（28）                        | 元飲食店店員拉致容疑事案       |
| 5  | 昭和53年6月頃 | 不明                 | 田口八重子さん（22）                      | リウネ<br>李恩恵拉致容疑事案   |
| 6  | 昭和53年7月  | 福井県小浜市             | 地村保志さん（23）<br>地村（旧姓：瀧本）富貴恵さん（23） | アベック拉致容疑事案（福井）（注1） |
| 7  | 昭和53年7月  | 新潟県柏崎市             | 蓮池薫さん（20）<br>蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）  | アベック拉致容疑事案（新潟）（注2） |
| 8  | 昭和53年8月  | 鹿児島県日置郡<br>(現 日置市) | 市川修一さん（23）<br>増元のみ子さん（24）        | アベック拉致容疑事案（鹿児島）    |
| 9  | 昭和53年8月  | 新潟県佐渡郡<br>(現 佐渡市)  | 曾我ひとみさん（19）<br>曾我ミヨシさん（46）       | 母娘拉致容疑事案（注3）       |
| 10 | 昭和55年5月頃 | 欧州                 | 石岡亨さん（22）<br>松本薫さん（26）           | 欧州における日本人男性拉致容疑事案  |
| 11 | 昭和55年6月  | 宮城県宮崎市             | 原教晃さん（43）                        | シダマス<br>辛光洙事件      |
| 12 | 昭和58年7月頃 | 欧州                 | 有本恵子さん（23）                       | 欧州における日本人女性拉致容疑事案  |

注1～3：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：瀧本）富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん及び曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

注…警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和6年12月末現在、871人

## 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

| 発生時期    | 発生場所   | 被害者（年齢は当時）                            | 事案（事件）名  |
|---------|--------|---------------------------------------|----------|
| 昭和49年6月 | 福井県小浜市 | ユ・キョンス<br>高敬美さん（7）<br>ヨ・ガン<br>高剛さん（3） | 姉弟拉致容疑事案 |

## 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

| 事案（事件）名 | 姉弟拉致容疑事案                                                                          | 宇出津事件                                                                             | アベック拉致容疑事案（福井）                                                                    | アベック拉致容疑事案（新潟）                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 被 疑 者   | 洪寿恵こと木下陽子                                                                         | 金世鎮                                                                               | 辛光洙                                                                               | 通称 チェ・スンチョル                                                                       | 通称 ハン・クムニョン                                                                         | 通称 キム・ナムジン                                                                          |
|         |  |  |  |  |  |  |
| 国際手配年月  | 平成19年4月                                                                           | 平成15年1月                                                                           | 平成18年3月                                                                           | 平成18年3月                                                                           | 平成19年2月                                                                             | 平成19年2月                                                                             |

| 事案（事件）名 | 母娘拉致容疑事案                                                                           | 欧州における日本人男性拉致容疑事案                                                                  |                                                                                    | 辛光洙事件（注）                                                                           | 欧州における日本人女性拉致容疑事案                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 被 疑 者   | 通称 キム・ミョンスク                                                                        | 森順子                                                                                | 若林（旧姓：黒田）佐喜子                                                                       | 辛光洙                                                                                | 魚本（旧姓：安部）公博                                                                          |
|         |  |  |  |  |  |
| 国際手配年月  | 平成18年11月                                                                           | 平成19年7月                                                                            | 平成19年7月                                                                            | 平成18年4月                                                                            | 平成14年10月                                                                             |

注：共犯者である金吉旭（キム・キルウク）についても、逮捕状の発付を得て、ICPOを通じて国際手配を行うなど所要の措置を講じていたが、同人の死亡を確認したため、令和6年4月に逮捕状の返還、国際手配の解除を行った。

## ② 拉致容疑事案等をめぐる動向

我が国では、拉致問題の解決は最重要課題であるとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいる。また、拉致問題の解決には、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるため、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

石破首相は、令和7年（2025年）2月、米国のトランプ大統領と対面で初めてとなる日米首脳会談を行い、拉致問題に関する強い切迫感と決意を伝えるとともに、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

また、令和6年（2024年）12月、G7議長国であるイタリアの主催により行われたG7首脳テレビ会議においても、北朝鮮による拉致問題の即時解決に向け、G7各国首脳に引き続きの理解と協力を求め、各国から支持を得た。

## ③ 今後の取組

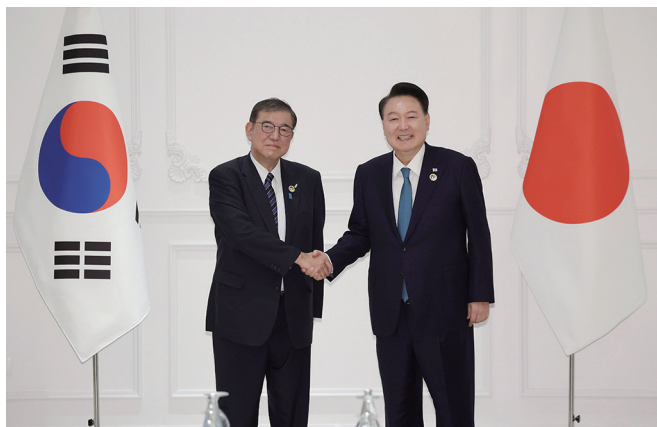
北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

### (3) 日韓関係をめぐる動向

日韓両首脳は、石破首相就任後初となる令和6年(2024年)10月の会談において、国交正常化60周年を迎える令和7年(2025年)を、日韓関係を大いに飛躍させる年とすべく、両国間の議論を加速することで一致したほか、北朝鮮への対応について、引き続き日韓及び日韓米で緊密に連携することを確認した。

こうした日韓関係の深化の一方で、韓国の市民団体等は、歴史問題や領土問題といった両国間の懸案を捉えて、我が国への非難や尹錥悦政権の対日政策を「屈辱外交」であるとする批判を展開しており、政府等への抗議活動を行っている。



▲日韓首脳会談  
(時事)

## 4 経済安全保障に関する取組

### (1) 情勢認識

近年、国際情勢の複雑化、AI、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大しているとの認識が広がっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により世界中でサプライチェーンの寸断が見られたことなどから、サプライチェーンのぜい弱性が顕在化した。このような情勢を踏まえ、諸外国では産業基盤強化の支援、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関連する施策が推進されている。

我が国にも、規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものもある。これらの技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねない。経済構造の自律性の向上や技術の優位性・不可欠性の確保を進め、国民の安全・安心を守るという経済安全保障の取組が進められている中、警察も、情報技術等の国外への流出防止に積極的に取り組むことが期待されている。

このような情勢の下、我が国においては、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設することを内容とする経済安全保障推進法<sup>注1</sup>の全ての規定が、令和6年5月までに施行された。また、同月、「重要経済安保情報」の指定やその取扱者の制限、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供等について所要の制度（いわゆるセキュリティ・クリアランス制度）を整備すること等を内容とする、重要経済安保情報保護活用法<sup>注2</sup>が第213回国会において成立した。

警察では、令和4年4月、警察庁に経済安全保障室を設置し、技術情報等の流出防止に向けた取組を推進している。

#### 重要経済安保情報保護活用法の概要（内閣府）

##### ①情報指定

政府が保有する重要な情報を「重要経済安保情報」として指定



##### ③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則（最大5年以下の法定刑）



##### ②情報の厳格な管理・提供ルール

- ・ 情報を漏らすおそれがないという適性評価を得た者の中で取り扱う
- ・ 個人の適性評価に当たっては、原則として内閣府が一元的に調査
- ・ 民間事業者には、適合事業者の認定が別途必要



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対する適性評価



民間事業者に対する適合事業者としての認定（施設・組織の信頼性）

注1…経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律  
注2…重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

## (2) 技術流出防止に向けた取組

### ① 取締り

警察では、従来から、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを徹底することで、国際社会における安全保障上の重大な脅威の排除に貢献してきた。

不正輸出対策の重要性は、我が国の安全保障環境のみならず、国際情勢全体の安定化のためにも不変だが、経済安全保障の観点からは、輸出管理の側面からの取組のみならず、広く先端技術に関する情報の流出にも対応することが求められている。このため、警察では、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明・取締りについても強化している。例えば、我が国では、平成31年2月から同年3月にかけて、大手通信関連会社の従業員が、同社の営業秘密である無線基地局の実証実験に関する情報を不正に領得したとして、令和2年5月までに、同人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）等で検挙した（警視庁）。

また、令和5年6月には、国立研究開発法人の営業秘密である技術情報が記載されたファイルデータを中国所在企業のメールアドレスに送信して開示したとして、同国立研究開発法人の研究員を不正競争防止法違反（営業秘密の開示）で検挙した（警視庁）。

令和6年3月には、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものとして外国への提供が規制されているプログラムが内蔵された中古工作機械を、規制対象ではないと偽り、経済産業大臣の許可を受けることなく中国に輸出・提供したとして、貿易会社の代表を外国為替及び外国貿易法違反（無許可役務提供）で検挙した（愛知）。



▲パンフレット  
「技術流出の防止に向けて」



▲パンフレット  
「技術流出の防止」

### 官民連携の推進



## ② アウトリーチ活動

技術情報等は、様々な経済活動を通じて外国に流出することが懸念されており、こうした流出を未然に防止するためには、技術情報等を扱う企業等による自主的な対策が欠かせない。警察では、技術情報等を扱う企業等に対し、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口に関する情報やその対策に資する情報を提供する、いわゆるアウトリーチ活動を強化することで、企業等の対策を支援している。こうした活動は、経済産業省、経済団体等の関係機関と連携するとともに、全国各地に所在している警察署を基盤とし、地域住民に密着して犯罪の予防等に当たる我が国警察の特性を生かして行っている。

また、全国 24 府県（令和 6 年 10 月末現在）においては、自治体関係部局や産業界と連携した協議会・ネットワークが設立されている。こうした協議会等では、定期的に総会を開催し、技術情報等の流出に関する警察からの情報提供、有識者による講演、参加事業者間の意見交換を行うほか、技術情報等の流出やそのおそれのある事案の発生を想定した対処訓練を行うなどの取組が行われている。

警察によるアウトリーチ活動では、警察庁が作成した技術情報等の流出防止対策を呼び掛けるためのパンフレットを活用している。パンフレットでは、技術情報等の流出防止に向け、「企業やアカデミアに守ってほしい 3 つの S」として「See（相手・書類をよく見る）」、「Stop（立ち止まってリスクを把握する）」、「Share（共有する・相談する）」を紹介している。

さらに、警察庁ウェブサイトにおいて、経済安全保障をめぐる情勢や事例・対策をまとめた動画を公開するなど、様々な形での情報提供を実施している。

## ③ 海外機関との連携

令和 5 年（2023 年）8 月に行われた日米韓首脳会合の共同声明において、米国の創造的技術攻撃部隊（DTSF<sup>注</sup>）と日本及び韓国のカウンターパート間で情報共有や連携強化を進めることについて合意がなされた。これを受け、令和 6 年（2024 年）4 月には、日本からは警察庁、経済産業省及び財務省が参加する形で、日米韓関係当局において、不正な技術移転への対処が国家及び経済安全保障上の重要な課題であるという認識を共有し、三か国の執行機関間における情報共有及び更なる連携強化について合意した。各国で展開される技術獲得に向けた工作手口や輸出管理の迂回に関与する主体等についての情報共有等を図ることは重要であり、警察庁では、こうしたネットワークも利用しつつ、経済安全保障の確保のための取組を進めている。



▲経済安全保障室長による講演



▲官民連携ネットワーク総会の例（愛知）

注…Disruptive Technology Strike Force の略。同部隊は、米国司法省国家安全保障局と米国商務省産業安全保障局が主導し、連邦捜査局、国土安全保障省に加え、全米 12 大都市圏の 14 の連邦検事事務所も参加して発足したものであり、権威主義的な敵対的外国勢力が機微な技術を不法に取得し、それを軍事能力の開発や大衆の監視等の民主主義的な価値観に抵触する用途に利用することを防ぐことを目的とした省庁横断的な取組である。

## 5 外国による偽情報等への対策

### (1) 情勢認識

近年、国際社会では国家間の競争が顕在化する中で、いわゆる伝統的な安全保障領域にとどまらない動きとして、偽情報等の拡散の脅威が指摘されている。

偽情報等の拡散は、軍事手段に加えて複合的に用いられったり、選挙への不当な介入のために行われたりする状況がみられるが、これは普遍的価値に対する脅威であるのみならず、我が国の治安にも悪影響をもたらし得るものであるところ、生成AI技術の発展に伴い、巧妙な偽情報が大量に生成・拡散されるリスクへの対応が重要な課題となってきた。

### (2) 国際的な情勢

ロシアについては、令和6年(2024年)夏に開催された2024年パリオリンピック競技大会をめぐり、大会開催の妨害等を目的とした同国の影響力工作グループによる偽情報等の発信が確認されているほか、同年9月には、米国司法省が、米国大統領選挙に際し、米国内の分断を増幅するような偽情報を含むプロパガンダを展開したロシア国営メディア職員を起訴している。

中国については、前述のとおり、同年1月に実施された台湾総統選挙に際し、中国共産党からの指示を受けて虚偽の世論調査結果を含む記事を報じたとして、台湾の記者が台湾当局に身柄を拘束される事案が発生した。また、同年2月、中国政府と取引関係にあるIT企業「I-SOON社」のものと思われる内部文書がインターネット上に流出し、同社が各国の組織に世論工作を仕掛けていた可能性が高いことが複数のメディアに報じられた。さらに、同月、カナダの研究機関は、中国企業が日本を含む30か国の地元メディアを装った偽ニュースサイトを運営し、中国に好意的な情報を発信しているとの報告書を公表した。



▲米国大統領選挙へのロシアによる介入を非難する米国政府高官  
(Pool / ABACA / 共同通信イメージズ)

### (3) 我が国における情勢等

外国政府を背景としたものであるかは必ずしも判然としないものの、令和6年能登半島地震に際し、東日本大震災の際に撮影された画像を悪用して、同地域における治安が悪化したとの印象を与えるような外国語の偽情報等がSNS上で拡散された事例等が確認されている。

政府では、国家安全保障戦略(令和4年12月閣議決定)において、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化等のための新たな体制を政府内に整備する旨が記載されたことを踏まえた体制が内閣官房に整備され、偽情報等に対する取組を政府一体となって推進している。

警察においても、関係機関等と連携し、情報の収集・分析に努めているほか、違法行為を認知した場合には、厳正に対処していくこととしている。

## 6 不法滞在者対策

### (1) 外国人入国者等の動向

令和6年12月末時点の訪日外国人旅行者数は約3,687万人（日本政府観光局（J N T O）推計値）で、令和5年12月末時点と比べて約1,180万人の増加となり、過去最高であった令和元年の約3,188万人を約500万人上回り、年間過去最高を更新した。

また、令和6年6月末時点の在留外国人数<sup>注</sup>は約360万人と、令和5年12月末時点と比べて約18万人増加した（出入国在留管理庁発表）。

### (2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和6年7月1日時点の我が国における不法残留者の数は、7万7,935人であり、同年1月1日時点と比べて1,178人減少した（出入国在留管理庁発表）。

国籍別では、多い順にベトナム、タイ、韓国、中国となっている。在留資格別では、多い順に「短期滞在」、「技能実習」、「特定活動」、「留学」となっている。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書を使用して在留資格を偽るなどして、不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカーや資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

警察が取締りを実施した結果、令和6年12月末時点における来日外国人に係る入管法違反の送致人員は3,877人と、令和5年12月末時点と比べて29人の減少、同法第65条による入国警備官への引渡し人員は332人と、令和5年12月末時点と比べて1人の増加となった。

今後も、偽造技術の向上による精巧な各種偽造証明書の流通や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されることから、警察では、出入国在留管理官署と連携して不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを行っていくこととしている。

注…中長期在留者と特別永住者を合わせた数